（届出に係る事項の公表の方法）

第三条　法第三十条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（公表事項）

第四条　法第三十条第三項の環境省令、農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種

四　特定国内種事業の届出年月日

（特定国内種事業の変更等の届出）

第五条　法第三十条第四項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　（略）

四　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種

五　法第三十条第三項の規定により通知された届出に係る番号（次項第五号において「届出番号」という。）

六～八　（略）

2　法第三十条第四項の規定による廃止の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　（略）

四　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種

五　届出番号

六　（略）

七　廃止したときに現に有する特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の数量及びその処置の方法

（書類の保存）

第六条　法第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをしたときは、法第三十一条第一項の規定により確認し又は聴取した事項を書類に記載し、これを五年間保存しなければならない。

第七条　（略）

（新規）

（新規）

（特定国内種事業の変更等の届出）

第二条　法第三十条第三項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（新規）

二　（略）

三　特定国内種事業の対象とする種名

（新規）

四～六　（略）

2　法第三十条第三項の規定による廃止の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（新規）

二　（略）

三　特定国内種事業の対象とする種名

（新規）

四　（略）

五　廃止したときに現に有する特定国内希少野生動植物種の個体等の数量及びその処置の方法

（書類の保存）

第三条　法第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、特定国内希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをしたときは、法第三十一条第一項の規定により確認し又は聴取した事項を書類に記載し、これを五年間保存しなければならない。

第四条　（略）